

指摘事項

訪問介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「1号事業要綱」

鳥取市第1号事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(令和3年4月1日施行)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

☆事故発生時の対応

■誤薬については事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。

(条例第39条1項、1号事業要綱第38条)

利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って鳥取市に報告すること。

☆報告が必要な事故の範囲

- ①利用者が負傷又は死亡した場合（医師の保険診療を要したものの）
- ②誤薬が発生した場合
- ③食中毒の発生が認められた場合
- ④感染症が発生した場合（保健所に報告が必要なもの）
- ⑤職員の法令違反（利用者の処遇に影響があるもの）
- ⑥利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索依頼した場合

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、職員ごとに個別の研修計画を作成すること。

(老企第36号 第2の2(12))

特定事業所加算（Ⅳ以外）を算定する場合、訪問介護員ごと（Ⅳはサービス提供責任者ごと）に個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定する必要があります。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、緊急時における対応方法に対応可能時間も記載すること。(老企第36号 第2の2(12))

緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うことが必要。なお、交付すべき文書については重要事項説明書等に当該内容を明記する等の方法でもよい。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算Ⅴについて、算定の根拠となる職員の勤続年数の割合のわかる書類を整備しておくこと。(老企第36号 第2の2(12))

勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数のことで、当該事業所での勤務年数に加え同一法人等の経営する他の介護サービス事業所等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

割合については、前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績について常勤換算方法を用いて算出してください。